

大阪府クビアカツヤカミキリ防除推進計画

令和2年2月策定

令和5年3月改定

令和8年9月改定

大 阪 府

目次

1. 計画策定の背景と目的.....	3
2. クビアカツヤカミキリの概要.....	3
3. 防除推進区域.....	4
4. 計画期間.....	4
5. 現況.....	4
(1) 生息状況.....	4
(2) 被害状況.....	5
(ア) 生活環境被害.....	5
(イ) 農業.....	5
(ウ) 生態系.....	5
6. 防除の目標.....	5
7. 基本方針.....	5
8. 防除対策.....	5
(1) 防除方法.....	5
(2) 樹木の被害状況別の防除方法.....	6
(3) 被害発生区分ごとの防除・予防対策.....	7
(4) 施設等別の防除対策.....	8
9. 普及啓発等の推進.....	8
10. 効率的、効果的な防除方法の調査・研究.....	8
11. 防除推進体制.....	9
(1) 各主体の連携による防除.....	9
(2) 大阪府におけるクビアカツヤカミキリ防除推進体制.....	9

1. 計画策定の背景と目的

大阪府では、生物多様性から得られる様々な恵みを将来世代も含めた全ての人が受けられるよう、その維持・充実を図る取組を計画的に推進するため、「2030大阪府環境総合計画」における生物多様性分野の個別計画として、「大阪府生物多様性地域戦略」を令和4年3月に策定した。本戦略では特定外来生物^(※1)についての啓発や、府内で侵入が確認された種の防除を、多様な主体との連携により推進することとしている。

特定外来生物であるクビアカツヤカミキリ(以下、本種)は、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」(平成27年3月26日環境省・農林水産省策定)に掲載されており、府においては、平成27年に初めて被害が確認された。

本種は、サクラ、モモ、ウメなどのバラ科の樹木を枯らす原因となる外来の昆虫である。府内では、南河内地域から被害が拡大し、現在34市町村でその被害が確認されており、生活環境面では公園や街路のサクラ、また農業面ではモモ、ウメやスモモなどに被害を及ぼしており、今後も被害拡大が懸念されている。特にサクラは、生活に文化的に根付いている側面があり、観光資源として重要視されているため、昨今の被害拡大が進むと経済への影響は計り知れない。

こうした状況を踏まえ、平成30年に、大阪府は、市町村、環境省、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所を構成メンバーとする「大阪府特定外来生物連絡協議会」を設置し、特定外来生物の防除技術の情報共有や研修会等を実施してきた。

今般、府内の生物多様性の保全を目的に、府や国、市町村、民間企業、府民等が連携し、効果的に本種の防除を推進するため、「大阪府クビアカツヤカミキリ防除推進計画」を令和2年2月に策定した。その後令和5年3月に改定を行い、当該計画に基づき防除等を進めてきたところであるが、この度、被害状況の変化や新たな知見に基づく防除対策が示されたこと等を踏まえ、改定を行う。

なお、本計画は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)^(※2)第17条の2第1項に基づき実施する防除の内容を示すものである。

2. クビアカツヤカミキリの概要

クビアカツヤカミキリ(学名: *Aromia bungii*)

分 類: コウチュウ目・カミキリムシ科

体 長: 2～4cm(成虫)

分 布: 中国、朝鮮半島、ベトナムなど

被害樹種: サクラ、モモ、ウメ、スモモなどのバラ科樹木

《特徴》

- ・からだ全体が黒く光沢がある
- ・頭部の下(前胸の一部)が赤く、突起がある
- ・成虫はジャコウのような匂いを放つ

《生活環》

- ・成虫は6月から8月に野外で活動し、越冬はしない。
- ・メスは交尾後、幹や枝の樹皮の割れ目などに産卵する。1個体あたり約300個産卵する。多い個体では1,000個程度産卵するものもある。
- ・幼虫は、樹幹等に食入し、樹木内で1～3年かけて成長し、蛹(さなぎ)になる。
- ・幼虫の活動期は4月～11月であり、この間に樹幹からうどん状のフラス^(※3)が排出される。

《全国での分布状況》

平成24年に愛知県で初めて確認されて以降、平成25年に埼玉県、平成27年に大阪府、群馬県、東京都、徳島県、平成29年に栃木県、令和元年に奈良県、三重県、茨城県、和歌山県、令和3年に神奈川県、令和4年に兵庫県、令和6年に京都府、千葉県、令和7年に滋賀県で確認されるなど、令和8年3月現在、16都府県で確認されている。

平成30年1月に外来生物法に基づき、特定外来生物に指定され、飼養(飼育)・保管、運搬、輸入、販売、譲り渡し、野外への放出が禁止されている。



写真提供: (地独) 大阪府立環境農林水産総合研究所

*1 特定外来生物: 生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって指定された国外由来の外来生物。飼養(飼育)・保管、運搬、輸入、販売、譲り渡し、野外へ放つことが禁止されている。

*2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法): 生態系等に影響を及ぼすおそれのある国外由来の外来生物を特定外来生物として指定し、飼養等を規制するもので平成17年6月1日に施行された。

*3 フラス: 生きている樹木の樹幹に、幼虫が食入し、排出する木くずや糞の混合物。

3. 防除推進区域

大阪府全域

4. 計画期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

5. 現況

(1) 生息状況

平成27年に大阪狭山市で初めて被害が確認されて以降、南河内地域から被害が拡大し、令和8年3月現在、34市町村で被害が確認されている。

被害樹種としてはサクラが大半であるが、モモやウメ、スモモなどへの被害も確認されており、被害場所は公園や街路、学校、農地等となっている。

表1:府内における被害確認市町村

北部	豊中市、吹田市、高槻市、島本町、摂津市、箕面市、池田市、茨木市
中部	大阪市、枚方市、寝屋川市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、交野市
南河内	松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、太子町、河南町、富田林市、千早赤阪村、河内長野市
泉州	堺市、高石市、和泉市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、熊取町、忠岡町、泉佐野市

(令和8年3月末現在)

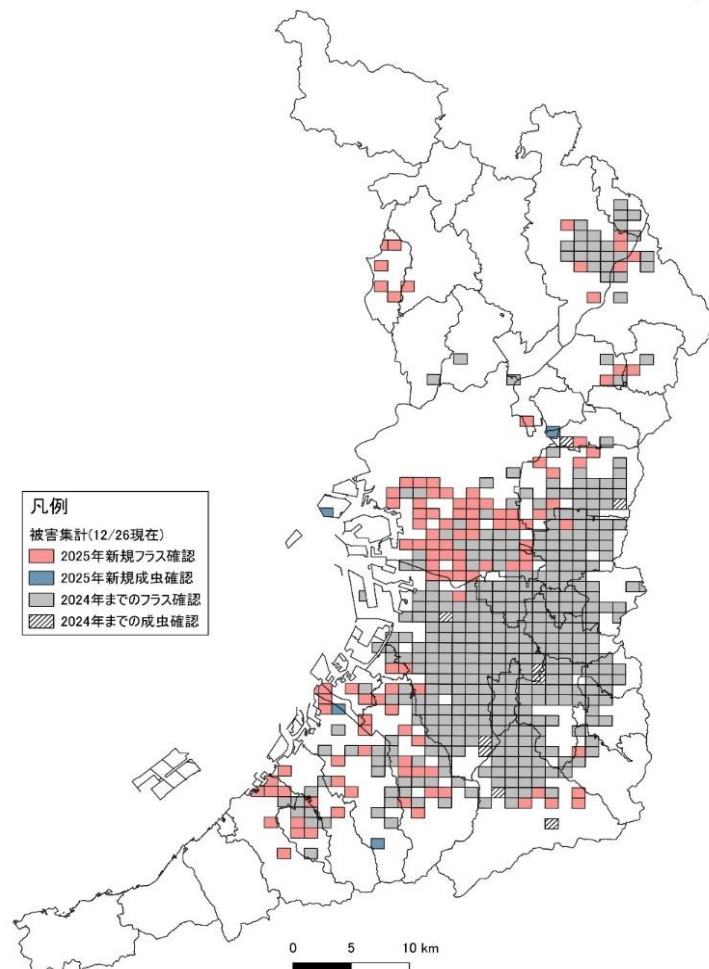


図1：クビアカツヤカミキリ被害地域（フラス及び成虫の確認場所）
令和7年10月時点、平成27年度（府内初確認）からの被害の累積

(2) 被害状況

(ア) 生活環境被害

公園や街路、学校等多くの人々が利用する場所において、サクラが枯死する被害が確認されている。

今後、このような被害が拡大すれば、府民にとって身近で愛着のあるサクラが減少し、景観の悪化に繋がるだけでなく、観光資源としてサクラが重要視されている地域にとっては、莫大な経済損失につながる可能性がある。また、サクラの衰弱及び枯死による落枝や倒木による事故などが懸念される。

(イ) 農業

南河内地域を中心にモモ、ウメ、スモモなど、バラ科の果樹における農業被害等が確認されている。幼虫がモモなどの樹幹に食入し、水や養分の通り道を食害することにより、果実の収量低下や果樹の枯死など、被害が年々拡大している。

(ウ) 生態系

現時点では、在来のカミキリムシとの生息地の競合や、本種によるバラ科樹木の病原菌の伝播等の生態系への大きな影響は確認されていないものの、ヤマザクラ、オオシマザクラ等の在来種への被害も確認されているため、今後、被害の拡大が進むことにより、生態系への影響が懸念される。

6. 防除の目標

本計画では、本種の分布拡大を抑制し、生活環境や農業等への被害を軽減させることを目標とする。

7. 基本方針

現在は市町村や施設管理者を中心に防除が進められているが、本種の被害は、公有地、私有地を問わず拡大するため、行政・民間・府民が一体となって防除に取り組むことが不可欠である。

このため、一体的な防除を進めていくために、以下を防除対策の基本方針とする。

① 名所・名産品を守る

地域に親しまれている桜や梅の名所と地域の名産品である桃等の農作物については、その保全及び被害防止の観点から、優先的に防除を実施する。また、名所周辺の桜や梅等のバラ科樹木については、名所への被害侵入を防ぐために、広域的な防除を積極的に行う。

② みんなで守る

国や府、市町村の外来生物担当部局に限らず、公園や道路、公民館等の公共施設の管理部署をはじめとする行政全体に加え、民間施設の管理者や府民を含むすべての主体が連携して防除を実施する。

③ 知識で守る

本種の防除技術に関する調査研究を進めるとともに、防除に携わるすべての主体が最新の防除技術を習得し、効率的・効果的な防除を実施する。

8. 防除対策

(1) 防除方法

主な防除の方法は、表2のとおりである。

詳細な防除方法については、「クビアカツヤカミキリ被害対策の手引書(地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所)」を参照。

表2: 予防・防除方法

項目	方法	時期
巡視	定期的に成虫・フラス等の被害がないかを点検する。	4月～11月
物理的防除	ネット巻き 成虫の逸出 ^(※4) ・産卵を防ぐため、防風ネット等を樹幹に巻付ける。	巻付実施時期 11月～5月
	幼虫掘り取り フラス排出孔から幼虫を直接掘り取り、捕殺する。	4月～11月
	成虫捕殺 サクラ等にやってきた成虫を捕殺する。	6月～8月
薬剤散布	樹幹に薬剤を散布し、成虫・卵・孵化直後の幼虫を駆除する	6月～8月
樹幹注入	樹幹に直接薬剤を注入し、樹幹内の幼虫を駆除する。	注入時期 薬剤の効果持続期間による
伐採	被害木の伐採を行い、新たな被害拡大を防ぐ。	伐採・処分時期 12月～3月

(2) 樹木の被害状況別の防除方法

本種に侵入された樹木は、すぐには枯死しないことから、早期に被害を発見し、適切な対策を実施すれば、伐採せず残していくことが可能である。

表3では、樹木の被害状況に応じて被害拡大防止及び樹木を残していくうえで推奨される防除方法を記載している。各樹木の被害状況と、各自治体で定める防除方針をもとに適切に判断する。

表3: 樹木の被害状況に応じた防除方法

被害状況	目安	推奨される防除方法	備考
被害なし	・フラスなし	ネット巻き・定期的な巡視	産卵防止対策として、ネット巻きが有効。
軽度な被害	・フラスあり ・花・葉がある	物理的防除	樹木への影響を考慮。
		薬剤防除	物理的防除と合わせて実施。
甚大な被害	・フラスあり ・花・葉が大幅に減少、もしくは、ない ・枯死	伐採	伐採後速やかに処分。

【被害なし】

施設や土地の管理者は、早期発見の観点から、4月から11月にかけて定期的に巡視を行い、樹幹からフラスが排出されていないかの確認を行うとともに、6月から8月については、成虫が飛来する可能性があるため、樹木に成虫が付着していないかについて注意する。

また、予防的にネット巻きの実施も検討するとともに、被害が確認された場合には、速やかに防除を行う。

【軽度な被害】

a 薬剤を使用しない防除

成虫を見つけた場合は、その場で駆除する。また、樹幹からフラスが排出されている場合は、幼虫の侵入が想定されるため、フラスを掻き出し、針金で刺殺する。針金による刺殺が困難な場合は、目合4ミリメートル以下の防風ネット等をフラスの排出されている樹幹に対し、樹幹とネットの間に一定の空間を空けて、巻き付けるとともに、樹幹から出てきた成虫を駆除する。

※4逸出：抜け出ること。逃れ出ること。ここでは、クビアカツヤカミキリが侵入しているバラ科樹木から成虫となってでてくることを指す。

なお、防風ネットを巻き付けた樹木については、防風ネット内で成虫が交尾、産卵する恐れがあり、隙間からの成虫の逸出を防ぐため、定期的(約3日間隔)な巡視を行う。

幼虫が羽化後に脱出するための孔(脱出予定孔)を見つけた場合は、脱出(6月頃)より前に、樹木切口被覆材などを充填して孔をふさぎ、脱出を防ぐ。

b 薬剤を使用する防除

成虫が発生する6月から8月に、薬剤を樹木に散布する。また、幼虫活動期の4月から11月には、樹幹に薬剤を注入する。なお、薬剤を使用する際は、農薬取締法をはじめとする関係法令、使用基準を遵守した上で防除を行う。

また、樹幹からフラスが排出されている場合は、フラスを掻き出し、食入孔またはドリル等により開けた穴から薬剤を注入し、樹内の幼虫を駆除する。

なお、開けた穴は、樹木切口被覆材などを充填して穴をふさぎ、糸状菌や雨水の流入を防ぐ。

【甚大な被害】

可能な限り早期に、出来るだけ地際で伐採する。伐採木や剪定枝は、速やかに焼却または10 mm 以下程度のチップに粉砕する。くん蒸^(*)による幼虫の防除については、実施場所等に応じて検討する。根株は、可能な限り伐根を行い、速やかに焼却または粉砕する。伐根ができない場合は切株を防風ネットで覆い、さらにビニールシートで二重に被覆(3年間程度)し、成虫の飛散防止を図る。

(3) 被害発生区分ごとの防除・予防対策

本種の被害対策に当たっては、各地域の被害状況に応じた適切な防除を実施することが重要である。ここでは、各地域の被害状況を「被害なし」、「被害発生初期」、「被害拡大期」、「被害まん延期」の3つに区分(表4)し、それぞれで実施すべき防除対策を整理した(表5)。

なお、該当市町村の区分分けは、令和8年3月末時点の被害経過年数を参考として示したものであり、現在の各地域の被害状況を鑑みた上で適切な防除方法を実施する。

表4:被害区分と該当市町村

被害区分	被害経過年数	該当市町村(令和8年3月時点)
被害なし	—	能勢町、豊能町、守口市、門真市、四條畷市、泉南市、阪南市、田尻町、岬町
被害初期	3年未満	箕面市、池田市、豊中市、吹田市、茨木市、島本町、摂津市、枚方市、大東市、寝屋川市、交野市、泉大津市、泉佐野市、忠岡町、熊取町
被害拡大期	3年以上～5年未満	高槻市、交野市、岸和田市、貝塚市、高石市
被害まん延期	5年以上	大阪市、柏原市、東大阪市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市、和泉市

表5:被害区分と推奨される予防・防除方法

被害区分	巡視	物理的防除			薬剤防除		伐採	防除指針の作成
		ネット巻き	幼虫掘り取り	成虫捕殺	薬剤散布	樹幹注入		
被害なし	◎	○	—	—	○	—	—	—
被害初期	○	◎	○	○	◎	○	◎	△
被害拡大期	○	◎	○	○	◎	◎	◎	○
被害まん延期	○	◎	○	○	◎	◎	◎	◎

凡例:◎最推奨、○推奨、△状況に応じて推奨

【被害なし】

被害を早期に発見するため定期的な巡視と地域住民への周知を行う。被害が確認されている近隣の市町村に近い場所を中心として、主要道路や大規模な公園など、侵入する可能性がある場所を巡視する。

また、特に被害を防止する必要がある樹木は、ネット巻きや薬剤散布などの予防対策を行う。

*5くん蒸:有毒ガスを発生させて、殺虫・殺菌を行うこと。ここでは、伐採した樹木内にいるクビアカツヤカミキリを殺虫する目的で行う。

【被害初期】

被害木は速やかに伐採する。伐採できない場合は、幼虫の掘り取りや樹幹注入等により成虫の拡散を防止する。

被害木を含めた周辺の樹木は、ネット巻きや薬剤散布等により、未被害木への産卵を防止する。

【被害拡大期】

被害木は、ネット巻き、薬剤散布、樹幹注入等により、成虫の拡散防止と未被害木への産卵を防止する。また、枯死木や樹勢が弱っている木については、被害拡大防止の観点から、被害の有無に関わらず伐採を検討する。

また、積極的に成虫の捕殺を行い、個体数の抑制を図るとともに、市町村内の被害状況の精査を行い、優先防除区域の抽出など防除指針の作成について、検討を進める。

【被害まん延期】

被害が大きく進行している場合、すべての樹木の防除を行うことは困難である。このことから、市町村内の被害状況の精査を行い、優先して保全する樹木や区域を選定し、計画的に防除を実施する。

保全対象の樹木や区域では、ネット巻き・薬剤散布・樹幹注入を組み合わせるなどし、新たな被害を防止する。

その他の樹木や区域では、順次、伐採・植替えを行う。なお、伐採までに時間を要する場合は、成虫の逸出を防ぐためにネット巻き等で被害拡大を抑制する。

また、積極的に成虫の捕獲を行い、個体数増加の抑制を図る。

(4) 施設等別の防除対策

公園等の不特定多数の府民が利用する施設等で防除を行う場合には、農薬取締法をはじめとする各種法令を遵守するとともに、薬剤散布を行う際には、事前に周知を行うなど利用者へ危害が及ばないよう留意する。また、被害が深刻な場合には、利用者の安全の観点からも、植替え等による樹木の更新を検討する。

農作物の被害防止については、農作物病虫害防除指針^(＊6)(大阪府環境農林水産部農政室)等に基づいた防除を実施する。なお、農作物によって使用できる薬剤が異なるため、注意が必要である。

9. 普及啓発等の推進

本種の防除に向けた普及啓発を円滑に進めるためには、本種の与える影響等をわかりやすく、府民をはじめ、公園や街路、学校、農地の管理者等に伝え、防除意識を持つ人々を増やすことが重要である。

そのため、大阪府は、本種が活動する4月から11月を中心に、ホームページやSNS、啓発用リーフレット等を活用し、本種の特徴や発見した場合の対処方法等について、府民等へ周知を行うとともに、啓発イベントや講習会などを実施し、防除意識の醸成を図る。

また、市町村等の各主体においても、SNS等での発信やチラシの配架、掲示板への掲載、啓発イベントの開催等により、地域住民へ周知し、防除への協力を求める。

10. 効率的、効果的な防除方法の調査・研究

本種の被害拡大を阻止するため、より効率的、効果的な防除方法を確立することが求められている。そのため、大阪府は、府内の被害状況を把握し、データを蓄積するとともに、研究機関等と連携を図りながら、より効率的、効果的な防除方法の確立に努める。また、そこで得られた知見を各主体と共有し、府内の防除水準の向上を推進する。

^{＊6}農作物病虫害防除指針：国が定める基準（スタンダード、使用基準、農薬残留基準、農薬登録保留基準など）に沿って、都道府県が作成する指針（ガイドライン）。大阪府では、年々変わる農薬を取り巻く状況に適切に対応し、効率的で環境にやさしい防除技術の普及と農薬の安全使用の徹底を図るため、大阪府内の農業生産現場の指導者用に「農作物病虫害防除指針」を毎年作成。

11. 防除推進体制

(1) 各主体の連携による防除

本種の被害拡大は、行政(国、府、市町村)の外来生物担当部局の対応だけでは防ぐことはできない。そのため、行政全体、研究機関、企業・団体、府民等の多様な主体が一体となって、正しい知識を身に付け、連携を図りながら、適切かつ効果的な防除に取り組む。

表6:防除対策の各主体の役割分担

主体	役割
大阪府	- 被害情報の収集、把握、取りまとめ、発信 - 大阪府特定外来生物連絡協議会、大阪府クビアカツヤカミキリ防除推進部会の運営 - 市町村等に対する防除技術指導(防除研修会の開催等) - 大阪府クビアカツヤカミキリ防除推進計画の改訂 - 府が管理する施設での適切な防除 - 府と市町村との連携した防除 - 府民や市町村等への普及啓発 - 市町村等に対する国の防除対策に係る補助事業の活用促進
国	- 全国的な観点からのクビアカツヤカミキリの情報収集、整理及び提供 - 地方公共団体に対する施策の支援 - 事業者、国民又は民間団体に対する活動の促進(防除対策に係る補助事業の拡充等) - 国が管理する施設での防除 - 国民等への普及啓発
市町村	- 被害情報の収集、把握、取りまとめ、発信、大阪府への提供 - 防除対策における庁内関係部局の連携体制の構築 - 市町村が管理する施設での適切な防除 - 府及び近隣市町村との連携した防除(被害状況や防除についての情報共有等) - 市民等からの相談対応と市民等への普及啓発
研究機関	- 効果的な防除方法の研究 - 被害発生地域等からの要請に応じた現地での被害状況の確認及び防除方法の指導 「クビアカツヤカミキリ被害対策の手引書」の改訂 - 府民や自治体への普及啓発
企業・団体	- 企業・団体間における被害情報や防除技術の共有 - 多様な主体と連携した防除活動の実施
学校等	- 府や市町村と連携し、生徒等への普及啓発 - 校内の樹木への適切な防除
農業者	- 果樹等への適切な防除 - 行政への被害情報の提供
府民	- クビアカツヤカミキリの発見と市町村等への被害情報の提供 - 行政や企業・団体等と連携した防除活動への参加・協力

(2) 大阪府におけるクビアカツヤカミキリ防除推進体制

「大阪府特定外来生物連絡協議会」内に「大阪府クビアカツヤカミキリ防除対策推進連絡部会」を設置し、府、市町村、環境省、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所等の関係機関と綿密に連携して防除を推進する。

関係資料

資料1 大阪府特定外来生物連絡協議会規約

資料2 大阪府クビアカツヤカミキリ防除対策推進連絡部会設置要領

大阪府特定外来生物連絡協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会は、大阪府特定外来生物連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、人体、生態系、若しくは産業への被害又はその恐れのある特定外来生物のうち、府域への侵入が確認され、または侵入の可能性の高い特定外来生物について国、府、市町村、関係団体等が各々の役割分担の中で迅速かつ確実な調査や防除、府民への注意喚起が図られるよう、情報共有等を行うことにより、府域での被害の防止を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- 1 特定外来生物の生態や調査・防除に関する情報の共有
- 2 特定外来生物の調査や防除に関する研修等の実施
- 3 その他、協議会の目的達成のための事項

(協議会の構成)

第4条 協議会は、次の各号の掲げるものをもって構成する。

- (1) 大阪府
 - (2) 市町村 特定外来生物担当部局
 - (3) 環境省近畿地方環境事務所
 - (4) 地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所
- 2 協議会は、必要に応じて専門家等の参加を求めることができるものとする。
- 3 第3条に掲げる事務を円滑に進めるために必要に応じて部会を設置することができる。

(事務局)

第5条 事務局は大阪府環境農林水産部みどり推進室に置く。

(細則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、事務局が別途定める。

附則

- 1 この規約は、平成30年2月9日から施行する。

大阪府クビアカツヤカミキリ防除推進部会設置要領

(趣旨)

第1条 クビアカツヤカミキリに係る防除等を適切かつ円滑に実施するため、大阪府特定外来生物連絡協議会の下に、大阪府クビアカツヤカミキリ防除推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、クビアカツヤカミキリに係る次に掲げる事項に関し必要な情報共有、意見交換を行い、防除を推進する。

- (1) 防除推進計画の内容及び進捗状況に関する事
- (2) 市町村等の各主体による防除に関する事
- (3) 普及啓発に関する事
- (4) その他必要な事項

(構成員)

第3条 部会は、協議会の構成員とする。

2 部会には、構成員の判断により公共施設管理者や専門家等も参加できるものとする。

(会議)

第4条 部会の会議は、事務局が招集する。

(事務局)

第5条 事務局は大阪府環境農林水産部みどり推進室に置く。

(細則)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、事務局が別途定める。

(附則)

- 1 この要領は、令和元年7月17日から施行する。
- 2 この要領は、令和7年5月23日から施行する。

大阪府クビアカツヤカミキリ防除対策推進連絡部会委員

所属	備考
府内市町村	
大阪府立環境農林水産総合研究所	
大阪府農と緑の総合事務所	
大阪府環境農林水産部農政室推進課	
大阪府環境農林水産部みどり推進室みどり企画課	事務局

大阪府クビアカツヤカミキリ防除対策推進連絡部会（オブザーバー）

所属	備考
環境省近畿地方環境事務所野生生物課	
近畿農政局消費・安全部安全管理課	
神戸植物防疫所大阪支所	



環境農林水産部みどり推進室みどり企画課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎22階

TEL:06-6210-9555/FAX:06-6210-9551

